組合員（年度末退職）の皆さまからよくいただく質問（Q1～Q12）

互助組合よくある質問

1　退会給付金について

Q1　自分が退会給付金の該当者か分からない。

A1　退会給付金は、互助組合員のうち、共済組合員等番号が「数字のみ」、「頭文字がP」又は「頭文字がZ」の方が対象です。

給与の支給が県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、短時間勤務会計年度任用職員等任用期間に定めのある職員の方は、退会給付金の対象となる掛金を徴収していないため、該当しません。

互助組合員であるか否か分からない場合は、給与明細で当互助組合の掛金が控除されているかを確認してください。

Q2　過去に県から市町等へ異動したことがある場合、退会給付金はどのようになるか？

A2　退職や任命権者を異にする異動などに伴い、当互助組合を退会するごとに、請求を行っていただき、その請求の都度、退会給付金を給付します。

そのため、この退職前に、退職や市町・知事部局等への異動に伴い当互助組合の退会がある場合、この度の請求に基づく退会給付金は、当互助組合への直近の再加入の月以降の掛金を基に算出した額となります。

Q3　退職後に教職員として、引き続き同じ所属で勤務するが、退会給付金請求書の提出は必要か？

A3　退会給付金請求書の提出は必要です。

現在の職を退職することになりますので、必ず請求手続をしてください。

Q4　年度末退職者の退会給付金は、いつ給付されるのか？

A4　４月30日までに退会給付金請求書の受付処理が終了した方は、５月末に送金します。

４月30日を過ぎて受付処理をした方については、事務処理が完了次第給付します。

ただし、市町費職員等の方については、受付処理が遅くなる場合があります。

Q5　退職時に「退会給付金」の請求をし忘れた場合、受給できなくなるのか？

A5　退職後でも、請求に基づいて受給ができます。また、４月30日までに請求書の受付処理が終了すれば５月末に給付金が送金できますので、早めに請求してください。

ただし、給付金の請求ができる期間は、退職後３年以内ですので、御注意ください。

Q6　退職後に住所変更をする予定がある場合は、請求書にはどちらの住所を記入すればよいか？

A6　記入いただいた住所へ５月中旬以降に送金決定通知書を郵送します。５月中旬以降にお住まいの住所を記入してください。

２　退職後の退職医療制度への加入について

Q7　退職医療制度は、誰が加入できるか？

A7　退職医療制度は、退職日まで互助組合員だった方のうち、満 45 歳以上の方が加入できます。
　退職医療制度は公的な医療保険制度ではありませんので、公立学校共済組合、国民健康保険、全国健康保険協会等どの公的な医療保険制度に加入・利用されていても加入できます。

Q8　退職医療制度に加入したいのだが、どのように手続すればよいか？

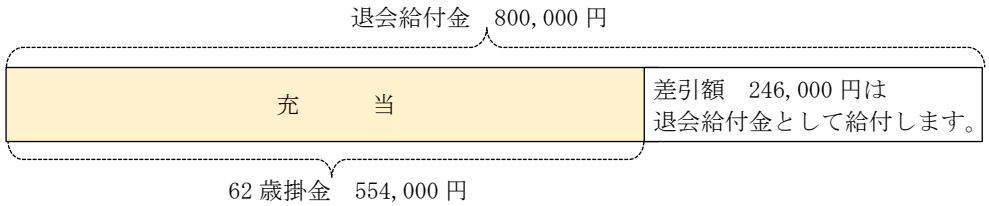
A8　退職の翌日から起算して 30 日以内（令和９年３月 31 日退職の場合は、４月 30 日（金）まで）に、退職医療組合員申出書を当互助組合に提出してください。（期限までに必着）
　退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金請求書と併せて申出書を提出してください。

Q9　掛金の支払はどうするのか？

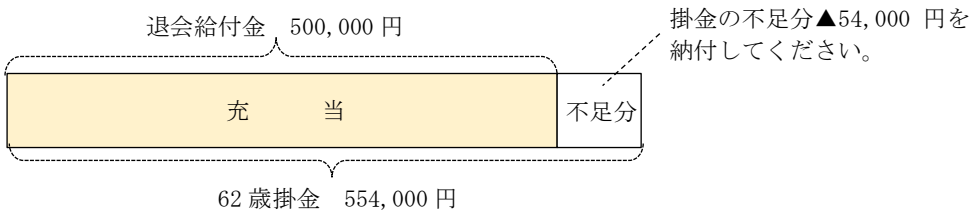
A9　掛金は、加入時（退職日の翌日）の満年齢に応じた掛金額を一括納入していただきます。
　なお、退会給付金の給付対象の方は、退会給付金を加入時の掛金に充当します。
　また、令和９年３月 31 日退職の方には、退会給付金の給付・掛金への充当のお知らせと併せて、掛金の支払いに関する通知を５月中旬頃に御自宅へ郵送します。

【退会給付金を掛金に充当した場合の例】

（例１）　退会給付金＞掛金　の場合



（例２）　掛金＞退会給付金　の場合



【掛金額表】

年齢（歳）	掛金額（円）	年齢（歳）	掛金額（円）	年齢（歳）	掛金額（円）	年齢（歳）	掛金額（円）	年齢（歳）	掛金額（円）
45	1,731,000	50	1,382,000	55	983,000	60	675,000	65	389,000
46	1,656,000	51	1,297,000	56	917,000	61	614,000	66	328,000
47	1,584,000	52	1,214,000	57	853,000	62	554,000	67	269,000
48	1,514,000	53	1,134,000	58	791,000	63	497,000	68	212,000
49	1,447,000	54	1,057,000	59	732,000	64	442,000	69	156,000

Q10　退職医療制度の給付や助成を受けるには、どのように手続すればよいか？

A10　それぞれの給付や助成の所定の請求書により請求をいただき給付します。
（詳しくは、退職医療制度加入リーフレットをご覧ください。）

Q11　中途退会は可能か？

A11　加入後の退会はできません。（納入された掛金の返金もできません。）

Q12　退職後に教職員として勤務し、公立学校共済組合員の資格を取得する。退職医療制度と現職制度のどちらに加入するのがよいか？

A12　退職医療制度と現職制度は、事業内容や給付額が異なり、掛金の納入方法も異なります。各制度の事業内容等を御確認いただき、御自身に適した制度を選択してください。

なお、退職後に、臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、短時間勤務会計年度任用職員等、任用期間に定めのある職員として勤務される期間は現職制度に加入し、その任用期間が終了するときに退職医療制度へ加入することも可能です。

【制度比較表】

項　　目	退職医療制度	現職制度
掛　　金	加入時に一括納入	毎月の給与・報酬から控除
給付金の受領方法	請求書等の提出による請求払	医療給付金、家族療養費は自動給付。その他の給付金は請求書等の提出による請求払。
利　用　期　間	終身（療養補助金(医療給付)のみ70歳に達した年度末まで。）	互助組合に加入している期間。
特　　徴	・医療費の助成が充実した制度で、退職後に増加する医療費の負担を軽減できる。 ・保険者（公的医療保険）が切り替わっても利用可能。	退職まで加入していた現職制度と同様の事業内容が受けられる（リフレッシュ給付金と貸付事業を除く。）。